



【平成24年度採用職員 選考案内】

地方独立行政法人 神戸市民病院機構 職員募集
〔診療放射線技師〕採用選考

平成24年1月4日
地方独立行政法人神戸市民病院機構
法人本部人材開発チーム

1. 選考職種及び採用予定数

診療放射線技師 若干名

2. 受験資格（選考区分Aまたは選考区分Bのいずれかを選択。両方は不可）

選考区分A：昭和52年4月2日以降に生まれた人で、診療放射線技師免許を有する人又は平成24年度当初までに免許を取得する見込みの人

選考区分B：採用日（平成24年4月1日）時点で、下記(1)(2)をいずれも満たす人

(1) 診療放射線技師としての勤務経験が直近10年間で3年以上ある人又は見込みの人

(2) 60歳未満の人（定年が60歳のため）

3. 選考の方法

選考	日時・場所	選考区分	選考科目	内容
第1次	平成24年2月11日（土） 選考区分A：午前10時15分集合 選考区分B：午前11時45分集合 会場：こうべ市民福祉交流センター （神戸市中央区磯上通 3-1-32）	A	教養 専門	一般教養について出題 専門的知識について出題
		B	専門	専門的知識について出題
第2次	平成24年2月25日（土） 会場：神戸市内 詳細は、第1次選考合格者に通知	A・B 共通	口頭試問	個別面接により行います

※各選考の結果は、受験者全員に文書で通知します。

※選考内容・日程については変更になる可能性があります。

4. 合格から採用まで

(1) 受験資格がないこと又は申込書記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。

(2) 日本の国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

5. 採用予定日

平成24年4月1日

6. 配属先

神戸市立医療センター中央市民病院、西市民病院

※人事異動により、いずれの病院でも勤務していただく可能性があります。

7. 待遇

- (1) 初任給月額 大学卒（年齢 22 歳）の場合で 196,020 円を予定。
※職務経歴等のある場合は、一定の基準で加算されます。
大学卒後正規の病院実務経験 3 年（年齢 25 歳）の場合で 211,860 円、
大学卒後正規の病院実務経験 8 年（年齢 30 歳）の場合で 240,460 円を予定。
- (2) その他手当 期末・勤勉手当（賞与）、扶養手当、住居手当、通勤手当など（平成 22 年度実績）
- (3) 休日休暇 週休 2 日制、年次休暇（20 日）、夏季休暇（5 日）、結婚休暇、誕生日休暇、産前産後休暇、忌服休暇など
- (4) その他 一般地方独立行政法人の職員にも地方公務員等共済組合法が適用されます。公的年金制度（共済年金、厚生年金、国民年金）に通算して 25 年以上加入した方に対して、勤務した年次に応じて、退職共済年金が支給されます。

8. 申込手続

(1) 申込書の請求方法

- ・ 郵 送 封筒の表に選考の種類「診療放射線技師」と朱書きし、120 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型 2 号、24 cm×33.2 cm）を必ず同封して、下記問い合わせ先へ請求してください（下記問い合わせ先でも配付しています）。
- ・ インターネット ホームページ（<http://www.kcho.jp/index.php>）からもダウンロードできます。

(2) 申込方法

下記提出書類を、持参か郵送にてお申し込みください。

- ・ 提出書類 ①申込書（写真（縦 4 cm×横 3 cm）を必ず貼ってください）
②受験票
③写真票（申込書と同じ写真を貼ってください）
④面接調書
⑤受験票返信用封筒（定型・80 円切手を貼ること）
※⑤は、受験票の送付を希望する宛先（郵便番号・住所・氏名）を必ず記入してください。
- ・ 受付期間 2 月 3 日（金）まで（午前 9 時～午後 5 時、土・日は除く）

（郵送の場合は、2 月 3 日（金）必着）

（注） 2 月 8 日（水）までに第 1 次選考受験票が届かない場合には、下記問い合わせ先へ連絡ください。

9. 問い合わせ先

地方独立行政法人神戸市民病院機構 法人本部 人材開発チーム 診療放射線技師採用担当係
〒650-0046 神戸市中央区港島南町 2 丁目 1-1 1 市民病院前ビル 3 階
TEL (078) 940-0155（ダイヤルイン） FAX (078) 306-2870
ホームページ：<http://www.kcho.jp/>

10. 第1次選考会場（必ず公共交通機関等をご利用ください。）



【アクセス方法】

- JR「三ノ宮駅」、阪急・阪神・地下鉄「三宮駅」から 徒歩15分
- 市バス⑦系統「市民福祉交流センター前」の正面
- ポートライナー「貿易センター」から徒歩5分

【地方独立行政法人化について】

神戸市立医療センターは平成21年4月から神戸市が設立する一般地方独立行政法人に移行し、「**地方独立行政法人 神戸市民病院機構**」になりました。そのため、新規採用者については一般地方独立行政法人の職員となります（**国公立大学附属病院や公立大学附属病院の職員と同様に、身分は、公務員ではありません。**）

なお、地方独立行政法人になっても、市民病院としての役割に変化はありません。今後も救急医療・高度医療をはじめとして、神戸市域における基幹病院としての機能を果たしていきます。

※「地方独立行政法人」とは、公共上の見地から確実に実施される必要があり、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがある事務・事業を効率的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人です。